

監査の種類	令和元年度（２０１９年度）執行分定期監査
指摘事項件名	自動車臨時運行許可番号標未返納への対応について
指 摘 内 容	本市では、市民部市民課、同部八王子駅南口総合事務所及び４つの地域事務所において自動車の臨時運行の許可（以下「自動車臨時運行許可」という。）に係る事務を、「道路運送車両法」（以下「法」という。）及び「八王子市自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則」（以下「取扱規則」という。）に基づき行っている。 この自動車臨時運行許可制度とは、未登録自動車の新規検査・登録や車検切れ自動車の継続検査を受けるために運輸支局まで運行する場合など、運行目的・期間・経路を特定した上で特例的に公道の運行を許可する制度であり、５日間を限度として自動車臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、自動車臨時運行許可番号標（以下「仮ナンバー」という。）を貸与している。そして、臨時運行の有効期間が満了した時は、その日から５日以内に許可証及び仮ナンバーを返納しなければならないこととされている。 そこで、市民課の当該事務の処理状況について確認したところ、仮ナンバーが未返納のままとなっているものが、監査開始時点で、過去５年間に、１９件あることが判明した。 所管課によれば、返納期限から１週間以上経過した場合、電話、文書及び訪問による督促を行っているとのことだが、それでもなお返納されない場合の仮ナンバー失効の手続については、平成２８年度（２０１６年度）に実施した後は、監査開始日現在まで行っていなかったとのことである。 関東運輸局が作成した「自動車の臨時運行の許可事務の取扱い及びＱ＆Ａについて（平成９年３月改訂版）」には、許可証及び仮ナンバーを返納しない者に対しては、電話及び文書による返納の督促に加え、職員による直接訪問及び所轄の警察署へ回収を依頼するなどの手続や、更に許可を受けた者の居所不明によりどうしても回収できない場合には、各行政庁が作成する規則等の規定により、仮ナンバーの無効の告示を行い、関係機関にその旨通報すべきことが記載されている。 有効期間を過ぎた未返納の仮ナンバーを掲示した車両を運行した場合には、運行自体が法に違反する行為となることから、市としては適切な対応が求められるところであるが、仮ナンバー無効の告示等の手続も行われていない。 八王子市組織規則に規定されている分掌事務からは、八王子駅南口総合事務所及び地域事務所（以下「事務所」という。）が「自動車臨時運行許可証の交付に関すること」とされている一方で、市民課は、「自動車臨時運行許可に関すること」とされていることから、市民課は、当該事務に関して、単に交付事務の遂行にとどまらない役割を担っているものと考えられる。 については、市民課においては、仮ナンバー未返納に係る事務処理に関し、法の趣旨に基づき、督促等回収の方法及びその期間について具体的な基準を定めるとともに、仮ナンバーの失効手続に関して無効の告示を行うなど、取扱規則の改正の検討を踏まえ、当該業務を実施する事務所への情報共有を図った上で、適切に事務を執行されたい。

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	（１）仮ナンバーが未返納のままとなっていた１９件について １９件のうち２件は対象者と連絡が取れ、仮ナンバーを回収した。残り１７件については、対象者と連絡が付かず回収が見込めなかったため、令和２年（２０２０年）７月１５日及び１０月２０日に失効させたうえで、その旨告示し関係機関へ通知した。 （２）仮ナンバー未返納時の対応基準について 近隣自治体の対応方法や関係機関の助言も参考として、これまで慣例的に行っていた仮ナンバー回収手順を整理し、令和３年（２０２１年）３月２３日に「自動車臨時運行許可番号標未返納時の対応基準」及びその具体的運用方法となる「同対応マニュアル」を策定した。そして、当該業務を実施する事務所に周知することで適切な事務執行ができる体制を整備した。 なお、「自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則」の改正について検討したが、居所不明等により仮ナンバーが回収不能となる状態は例外的であるため、引き続き規則第５条（番号標を亡失・き損した場合の規定）を準用して対応することとし、このことについては対応基準に盛り込むことで対応した。
措 置 時 期	令和３年（２０２１年）３月２３日
所 管 部 課	市民部 市民課

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	指定管理業務と自主事業の明確化について
指 摘 内 容	市は、道の駅八王子滝山（以下「道の駅」という。）について指定管理者制度を導入し、中日本エクシス株式会社を指定管理者として指定し、平成２９年度（２０１７年度）から令和３年度（２０２１年度）までを指定管理期間として道の駅の業務を行わせている。 道の駅の管理に関しては、八王子市道の駅条例施行規則に基づき基本協定（以下「基本協定」という。）及び年度協定等を指定管理者と締結し、当該施設を適正かつ円滑に管理することとされている。 基本協定では、指定管理業務の範囲が定められており、指定管理業務の一つとして、指定管理者は、八王子市道の駅条例に基づき農産物等販売施設、飲食提供施設及び地域交流施設等（以下「施設等」という。）の利用者から申請を受け付け、承認するとともに、利用料金を受け取ることとなっている。また、当該指定管理業務の細目は要求水準書のとおりとしており、要求水準書では、農産物等販売施設及び飲食提供施設については、指定管理者自らが事業者となることも可能である旨が規定されている。 そこで、令和元年度（２０１９年度）の道の駅の指定管理業務について確認したところ、指定管理者自らが事業者として、農産物等販売施設及び飲食提供施設において指定管理業務とされていない事業（以下「自主事業」という。）を行っているにもかかわらず、利用申請から利用承認、利用料金の納付までの手続（以下「利用手続」という。）が行われていなかった。さらに、地域交流施設においても、自主事業と思われる利用について同様に一連の利用手続が行われていなかった。 所管課に確認したところ、指定管理者に対して指定管理業務と自主事業について募集要項や基本協定等において区分けを明示しておらず、さらに、地域交流施設については、指定管理業務の一環として行う催事と自主事業があることについても特に明示していなかったため、全て指定管理業務の一環として一連の利用手続を行っていないとのことであった。 指定管理業務は、本来自主事業とは区別すべきであり、農産物等販売施設及び飲食提供施設については指定管理者自らが事業者となることも可能と規定されていることから、当該業務は自主事業であり、地域交流施設についても、指定管理業務の一環として行う催事以外は自主事業である以上、それぞれ一般の利用者と同様の手続が必要である。 このように、明らかに自主事業と判断が可能な事業があるにもかかわらず、それを指定管理者に明示していないだけでなく、指定管理業務の一環として行う催事と自主事業との区分も明確にしていない所管課の自主事業に係る事務処理は、不適切と言わざるを得ない。 ついては、所管課においては、地域交流施設において指定管理業務の一環として行う催事と位置付けるものについては、客観的に説明が可能な定義や範囲を設

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

	け、自主事業と区分ができるよう再度指定管理者と協議し、基本協定書に催事が指定管理業務であることを記載することで当該業務を明確化されたい。また、その上で、自主事業として施設を利用する場合の必要な手続について指定管理者を指導し、適正な施設の管理及び事務手続が行われるよう図られたい。
措 置 内 容	令和４年度（２０２２年度）からの道の駅八王子滝山指定管理者募集において、指定管理業務と指定管理者が行う自主事業について区分けを明示するため、募集要項「４ 指定管理者が行う業務の範囲」及び道の駅八王子滝山指定管理者要求水準書第３の２（１）に用語の定義を記載した。 令和４年度（２０２２年度）からの指定管理者に指定した中日本エクシス株式会社との令和４年（２０２２年）３月１０日に実施した新基本協定書締結に向けた協議のなかで、自主事業を実施する際、八王子市道の駅条例に基づき、利用手続及び利用料金の納付を実施するよう指導した。 令和４年度（２０２２年度）からの基本協定書第９条第１項第４号及び１２条には、自主事業の定義及び指定管理者の業務の範囲に指定管理業務で行う催事の客観的に説明が可能な定義を記載し、令和４年（２０２２年）４月１日付で締結した。 所管課としては、指定管理者が自主事業を実施する施設において、適正な利用手続及び利用料金の納付の状況を期中モニタリングで確認することを担当職員が共有し、適正な施設の管理及び事務手続の改善を図った。
措 置 時 期	令和４年(2022年)4月1日
所 管 部 課	産業振興部 農林課

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）財政援助団体等監査
指 摘 件 名	指定管理業務における収支状況の把握について
指 摘 内 容	市は、八王子市北野余熱利用センター（以下「センター」という。）について指定管理者制度を導入し、株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体を指定管理者として指定し、令和元年度（２０１９年度）から令和４年度（２０２２年度）までを指定管理期間としてセンターの業務を行わせている。 センターの指定管理については、前回の平成２５年度（２０１３年度）財政援助団体等監査において、指定管理業務に関する直接経費と間接経費が明確に区分されないまま、決算資料を提出している会計処理は適切とはいえず、さらに、事業報告書として提出させている収支報告書の内容が、直接経費と間接経費を確認できないものであるならば、実態を把握できるとはいえないとして、所管課に対して指定管理者が作成する事業報告書は実態把握ができる内容とするよう指導すべきとして意見要望を行った。 これを受けて所管課から、平成２６年度（２０１４年度）の事業報告書から様式を変更し、直接経費と間接経費を明確に区分したことで市が実態を把握できる内容とした旨の通知が提出されたことにより、上記意見要望に対して措置済みとしたところである。 そこで、令和元年度（２０１９年度）の事業報告書を確認したところ、上記措置前と同様に指定管理業務に関する直接経費と間接経費が確認できない内容の事業報告書となっていた。 そのため、所管課に対して、平成２６年度（２０１４年度）から平成３０年度（２０１８年度）までの事業報告書を追加で提出を求め確認したところ、平成２６年度（２０１４年度）から平成２９年度（２０１７年度）までは改善した様式で事業報告書が提出されており、指定管理業務における直接経費と間接経費が区分されていたものの、平成３０年度（２０１８年度）の事業報告書からは直接経費と間接経費が明確に区分されていなかった。 このことについて、所管課に確認したところ、所管課及び指定管理者共に人事異動等に伴う引継ぎが不十分で、過去に指摘された経緯や措置した内容等が十分に引き継がれず、その認識が薄れてしまったため、指定管理者では直接経費と間接経費が明確に区分されていない内容の事業報告書を作成してしまい、また、所管課も経費区分を確認しないまま適正な事業報告書として受け取ってしまったとのことであった。 八王子市指定管理者制度ガイドラインによれば、事業報告書は、当該施設の管理運営状況や住民の利用状況等、指定管理者による管理の実態を把握するとともに、指定管理料の適正性を把握するために重要な資料であることから提出を求めているものである。 ついては、所管課においては、過去に措置した内容を継続することはもとより、事業報告書の提出を求めている意味を再認識するとともに、指定管理者が提出し

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

	た事業報告書に不備があるときには、人事異動等により担当者の変更があったとしても同様の指摘や指導をし、適正な指定管理業務が行われるよう職場体制の整備を図られたい。
措 置 内 容	所管課として、八王子市指定管理者制度ガイドラインの再確認を行い、事業報告書は施設の管理運営状況や住民の利用状況、指定管理者による管理の実態、指定管理料の適正性を把握するために重要であることを再認識した。事業報告書の内容確認については、直接経費・間接経費が明確に区別されていることや管理の実態が把握できる事項が記載されているかを確認するため、「事業報告書チェックリスト」を作成した。それにより、人事異動等で担当者が変更となっても、適正な指定管理業務の確認を行うとともに、複数の職員で確認作業をすることにより共通認識のもと指定管理業務を進められるよう改善した。
措 置 時 期	令和３年（２０２１年）５月
所 管 部 課	資源循環部 北野清掃工場

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	体験学習施設の使用料に係る免除手続について
指 摘 内 容	市は、東由木地区の市立都市公園（以下「公園」という。）について、共同事業体であるひとまちみどり由木を指定管理者に指定して、公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づきひとまちみどり由木は、基本協定に規定された公園及び体験学習施設の一つである長池公園自然館（以下「自然館」という。）の管理業務を実施している。 八王子市都市公園条例（以下「条例」という。）及び八王子市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）によれば、体験学習施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとし、承認を受けた者は、使用料を納付しなければならないとしているが、市長は、次の要件に該当する場合には使用料を免除することができるとされている。 (1)利用又は占有が公益を目的とするとき。 (2)その他市長が特別な理由があると認めたとき。 上記(2)については、所管課において市長決裁により定められており、自然館に係る使用料については、障害者団体が使用する場合のみ免除するとされている。また、平成２８年（２０１６年）には部長専決により、障害者個人や障害者団体以外の団体が使用する場合についても免除することを決定したが、これは、本来市長決裁とするところであるため有効とは言えないものであった。なお、当該決定では、自然館は適用範囲に含まない内容となっていた。その後、規則改正が行われ、上記(2)については、市内の障害者団体で市長が別に定める要件に該当する団体が利用する場合に使用料が免除されることとなったが、市長が別に定める要件について所管課では定めていなかった。 以上のことから、自然館に係る使用料の上記(2)に関する免除対象は、規則改正前においては障害者団体であったが、規則改正後においては対象が明確に判断できない状況にあると言える。 これを踏まえ、令和元年度（２０１９年度）の自然館に係る使用料の免除対象について確認したところ、免除対象とはならない団体の使用料が免除されていた。 ひとまちみどり由木は、所管課から配付された公園内行為許可事務の手引（以下「手引」という。）に基づき免除の判断をしており、手引には、上記(2)について障害者個人や障害者団体以外の団体など、規定上認められない事項も認めるとした内容になっていた。 このように、規定上不適正な免除対象の判断がされていることについて所管課に確認したところ、追加した規定が有効なものと思いそれに基づいて免除対象を判断しており、手引についてはいつから現在の内容になっているかは分からないとのことであった。

指 摘 内 容	使用料の免除の判断は、使用料という歳入に影響するだけではなく、使用者にとっても施設の使用に当たり重要な事項である。そのため、その判断基準は使用者の立場を十分考慮した上で、条例、規則等において明確に定めておくことが必要である。 については、所管課においては、使用料の免除が必要な対象を検討、把握し、当該対象が適正に使用料の免除を受けられるように規則改正を始めとした必要な規定整備を行い、当該整備内容に合致するように手引を見直しの上、都市公園に関する指定管理者に周知されたい。また、今後、このようなことが生じないよう、所管課において制度について十分認識するとともに、モニタリングを含めたチェック体制の強化を図られたい。
措 置 内 容	八王子市都市公園条例第 14 条第 2 号における「その他市長が特別な理由があると認めたとき」の対象者を障害者団体のみと限定することで、免除の対象者を明確化した。 八王子市都市公園条例に基づく使用料及び占用料の減免基準については、八王子市都市公園条例第 14 条において、使用料及び占用料を減額し、又は免除できるのは市長であるとされているため、市長決裁に改めた。 また、上記決裁において、八王子市都市公園条例第 7 条第 1 項に規定する使用料が、使用料及び占用料減免の適用範囲に含まれていないため、適用範囲を同項に規定する使用料を含めたものに改めた。それに併せ、公園内行為許可事務手引の見直しを行い、指定管理者に周知した。 令和３年度（２０２１年度）に実施した期中モニタリングにおいて、適切に処理されていることを確認した。 令和４年（２０２２年）６月に実施した期中・期末モニタリングにおいても、体験学習施設の使用料に係る免除手続について適切に処理されていることを確認した。
措 置 時 期	令和5年(2023 年)1 月 25 日
所 管 部 課	まちなみ整備部 公園課

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）財政援助団体等監査
指摘件名	公園内行為許可及び体験学習施設利用の申請について
指摘内容	市は、高尾駒木野庭園（以下「庭園」という。）について、共同体である駒木野庭園アーツ（以下「アーツ」という。）を指定管理者に指定して、庭園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づきアーツは、基本協定に規定された庭園及び体験学習施設の一つである和室及び板の間の管理業務を実施している。 八王子市都市公園条例（以下「条例」という。）によれば、公園内において、物品販売、業としての写真撮影等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとし、許可を受けた者は、使用料を納付しなければならないとされている。また、体験学習施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならないとし、その利用に当たっては使用料が徴収されることとなる。 以上のことから、公園内に設置された体験学習施設において物品販売を行った場合、公園内において条例で指定された行為を行っているため、公園内行為の許可（以下「行為許可」という。）及び使用料の納付並びに体験学習施設の利用承認（以下「利用承認」という。）及び使用料の納付が必要ということになる。 そこで、令和元年度（２０１９年度）の行為許可及び利用承認に係る書類一式を確認したところ、板の間において物品販売が実施された事例について、行為許可の申請は行われていたが利用承認の申請は行われていなかった。 所管課では、行為許可に係る事務手続については、都市公園に関する指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）の統一的な事務処理の執行を図るため、公園内行為許可に係る事務の手引（以下「手引」という。）を作成している。手引では、行為許可と利用承認の両方が必要な場合は、一つの行為に対する許可及び承認のため、いずれか一方の申請を受ければ良いとされている。そのため、アーツでは上記のとおり処理を行っているとのことであった。また、所管課では、所管課が管理する公園については、行為許可と利用承認の両方が必要なことは認識しているとのことであった。 条例に規定されているとおり、公園内で許可が必要な行為をすることと体験学習施設を利用することは別の行為であり、一つの行為であることを理由に、いずれかの許可又は承認のみで認めることは適正な事務処理とは言えない。 ついては、所管課においては、条例にのっとり手引となるよう修正を行った上で、修正後の手引に基づいて行為許可等の業務を行うよう公園指定管理者に指導されたい。また、手引は、公園指定管理者が行為許可等の業務を実施する上で、基本としている資料なので、今回のように誤った内容を記載しないよう細心の注意を払い作成等に当たられたい。

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	行為許可にかかる事務手続においては、八王子市都市公園条例及び八王子市都市公園条例施行規則に則り、手引の見直しを行い、手引に基づいた行為許可等の業務を行うよう指定管理者を指導した。令和３年度（2021 年度）に実施した期中モニタリングにおいて、適切に処理されていることを確認した。 令和４年（2022 年）６月に実施した期中・期末モニタリングにおいても、公園内行為許可及び体験学習施設利用の申請について適正な事務処理が行われていることを確認した。
措 置 時 期	令和４年（２０２２年）７月２９日
所 管 部 課	まちなみ整備部 公園課

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）財政援助団体等監査
指 摘 件 名	指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について
指 摘 内 容	市は、市立都市公園（以下「公園」という。）について、指定管理者を指定して、当該指定管理者との間で公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づき指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）は、基本協定に規定された公園の管理業務を実施している。 基本協定では、指定管理者は、市が実施するモニタリングにおいて、八王子市指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従うこととされている。 ガイドラインによると、モニタリングは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、市民サービスの向上とコストの節減が図られているかを検証することを目的としている。そして、市では期初、期中、期末のモニタリングを通して、事業計画書の適正性の確認、業務の履行状況の監視・指導等、年度事業実施に対する評価を行い、最終的な総合評価をし、評価結果については、モニタリング実施後速やかに市から指定管理者へ通知し、都度公表することとしている。 指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行については、平成２９年度（２０１７年度）財政援助団体等監査において、評価結果の通知及び公表が複数の所管課で適正に実施されていなかったことから、報告書掲載事項として意見要望が出されている。 そこで、令和元年度（２０１９年度）の公園指定管理者に対するモニタリングの実施状況を調査したところ、所管課では、モニタリング自体は実施しているものの、公園指定管理者への評価結果の通知については、９団体中３団体に対して総合評価を通知しておらず、また、公表についても、９団体全てにおいて期末モニタリング及び総合評価に関する公表を実施していなかった。 このような状況について所管課に確認したところ、モニタリング実施後、他の業務との折り合いがつかず、公園指定管理者への通知や公表が適切な時期に実施できなかったとのことであった。 しかしながら、モニタリングは、実施することが目的ではなく、市が公の施設の設置者として、施設の運営上の課題を発見し、施設の管理運営にフィードバックし、翌年度以降の施設運営を向上していくことに意義がある。また、その結果、協定内容の履行が確保され、これを公表することにより市民に対する質の高いサービスにつないでいくことにもなる。 ついては、所管課においては、改めてガイドラインの重要性及び必要性について確認し、モニタリングの目的と趣旨に沿った適正な執行に努め、正しい運用を図られたい。

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	指定管理者制度におけるモニタリング結果の通知・公表の重要性及び必要性について課員に周知、再確認した上で、６月の期中・期末モニタリング、９月及び１２月の期中モニタリングを実施し、速やかに指定管理者への通知とホームページでの公表を行った。 令和４年（２０２２年）６月、モニタリングの目的と主旨に沿った期中・期末モニタリングを実施し、指定管理者への通知と公表を行った。
措 置 時 期	令和４年（２０２２年）７月２９日
所 管 部 課	まちなみ整備部 公園課

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）財政援助団体等監査
指 摘 件 名	公園の使用料に係る免除手続について
指 摘 内 容	市は、市立都市公園（以下「公園」という。）について、指定管理者を指定して、当該指定管理者との間で公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づき指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）は、基本協定に規定された公園の管理業務を実施している。 八王子市都市公園条例及び八王子市都市公園条例施行規則によれば、公園内において特定の行為をしようとする者又は体験学習施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可又は承認（以下「許可等」という。）を受けなければならないとし、許可等を受けた者は、使用料を納付しなければならないとされている。そして、当該使用料は、許可書又は利用承認書（以下「許可書等」という。）を交付するときに徴収するが、市長は、規定された要件に該当する場合には、使用料を免除することができることとされている。以上のことから、使用料の免除の決定は、遅くとも許可書等の交付までには行われていなければならないことになる。 そこで、令和元年度（２０１９年度）の公園指定管理者が管理している公園の使用料の免除に関する書類を確認したところ、市が免除の決定を行うより前に、使用料を免除した旨を記載した許可書等（以下「免除許可書等」という。）を申請者に交付していた。 免除手続については、公園指定管理者が所管課から配付された公園内行為許可事務の手引（以下「手引」という。）に基づき実施しており、手引では、公園指定管理者は市の代行として使用料減免申請書を受付後、当該公園指定管理者の管理責任者が内容を審査し、問題がなければ申請者に免除許可書等を交付し、その後所管課に報告することとされている。そして、報告を受けた所管課では免除の決定を行い、指定管理者に免除手続完了通知を送付している。 このように、免除許可書等の交付後に免除の決定が行われていることについて所管課に確認したところ、申請者の利便性の向上を図るため、指定管理者制度の導入時から上記の方法で実施しているとのことであった。 確かに、免除の手続を遂行するに当たり申請者の利便性を考慮することは必要だが、所管課が市の歳入に影響する免除事務に関して、事前に何ら確認もせず公園指定管理者に判断を委ねることは適正とは言えず、市が判断の上免除を決定すべきである。本件については、申請者が免除申請を事前に行い、市が免除を決定後に申請者に通知することは十分可能な処理であり、このことにより申請者の利便性が損なわれるとは言い難い。 ついては、所管課においては、申請者の手続の効率性及び利便性を配慮の上、規定にのっとりた手続となるよう手引の見直しを行い、それを公園指定管理者に周知するとともに、モニタリング時に確認することにより、適正な免除手続が継続的に執行されるよう図られたい。

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	指定管理者が減免申請書を受け付けした際は市へ送付し、市で減免の決定を行った後に許可書を発行するよう、手引の見直しを行い、指定管理者に周知した。令和４年（２０２２年）６月に実施した期中・期末モニタリングにおいても、公園の使用料に係る免除手続について適正な事務処理が行われていることを確認した。
措 置 時 期	令和４年（２０２２年）７月２９日
所 管 部 課	まちなみ整備部 公園課

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）行政監査
意見要望件名	受払簿による適正な管理の運用について【意見要望】
意見要望内容	受払簿の作成状況について、調査したところ、ほとんどの所管では作成しているものの、作成していない所管も見受けられた。作成していない主な理由としては、購入後、直ちに使用するため保管する必要がないことや、取り扱う数が少ないこと等であった。 また、作成している受払簿に使用者印、確認者印又は物品管理者印が押印されていないものがあったほか、物品管理者印等の項目自体が設けられていないものや使用数の訂正箇所には訂正印を押印していないものもあった。 受払簿の様式としては、おおむね紙の形態であり、紙と電子データを併用している所管や電子データのみで受払状況を管理している所管もあった。紙での受払簿では、物品管理者印等で確認者等を特定できるのに対し、電子データは確認者押印の仕組みがない現状においては、責任の所在が不明確であり、かつ、データの変更が可能であることやデータ消失のリスクも懸念されるところである。 受払簿は、所定の様式に基づいて、いつ、誰が、何のために、どれだけの数量を受払ったのか、かつ、その状況を使用者から物品管理者までの責任を明確にしたプロセスを経て、押印により確定するものである。 規則では、物品管理者は受払簿を備えて金券類等を整理しなければならないとされていることから、保管の有無や保管期間の長短、あるいは数量の多寡にかかわらず、受払簿を備え受払状況を記録することが不可欠である。また、物品管理者印等確認すべき項目が設けられていないことは適正に運用されているとは言えない。 さらに、事業物品についても、金額換算すると高額であり、そこに大きな保管リスクが潜在していることから、受払簿又は受払簿の項目を備えた帳簿により、適正に管理すべきであると考えます。 会計部におかれては、金券類等及び事業物品の適正管理に向けて、受払簿又はそれに準じた帳簿を備えるとともに、物品管理者の指導・監督の下、正確かつ適切な記載と残数との照合を行うよう、改めて各所管に対して周知徹底されたい。
措置内容	（１）eラーニング研修の実施 総務部職員課実施の「基礎事務研修『会計』」の内容に事業物品の取扱いについて追加し、一般行政職で主査職以下の職員を対象に研修を行った。 （２）「金券類その他会計管理者が指定する物品の管理について」の通知を送付 平成２４年１０月１日に通知しているが、今回要望事項について追加し、再度周知した。
措置時期	（１）令和３年（２０２１年）２月１日 （２）令和３年（２０２１年）２月２２日
所管部課	会計部 会計管理課

令和２年度（２０２０年度）実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）行政監査
意見要望件名	使用頻度の少ない郵便切手の有効活用について【意見要望】
意見要望内容	金券類等の繰越状況を調査したところ、郵便切手において、使用頻度の低い金種が繰り越されている状況が見られた。使用しないまま保管している状態は、亡失・盗難のおそれにつながりかねない。長年に渡って使用せずに保管するのみである金種については、交換手数料を要したとしても使用頻度の高い金種へ変更するなどの有効活用を検討されたい。
措置内容	市の物品管理規則に基づき、郵便切手（必要に応じその他金券類を含め）について、監査委員からの意見要望を踏まえ、適正かつ効率的な管理を行うよう、全庁への通知を行った。（令和５年（２０２３年）３月２７日付「令和４年度会計事務における留意点その１（通知）」）各部・課が郵便切手の管理を適切に行うことで、状況は相当程度改善されると思われる。 しかしながら、各所管の事情なども異なることから、状況把握に努め、その後は会計部において定期的に実施している金銭出納事務等調査において、随時確認・指摘を行っていく。また、会計部が物品管理状況の検査を行う際にも確認・指摘を合わせて行う。
措置時期	令和５年（２０２３年）３月
所管部課	会計部 会計管理課